

介護保険

住宅改修について

令和5年4月

浅口市健康福祉部高齢者支援課

はじめに

介護保険の住宅改修について、申請から着工・完成・給付までの流れ、及び注意点についてまとめました。

介護保険の総費用は、年々制度の定着とともに増大し、国の財政を圧迫し、もはや今のままの制度を維持するには、保険料の上昇等、あらたな財源を確保しなくてはならないなど、「制度の持続可能性」が大きな問題となっています。

こうしたなかで、介護サービスの一つである住宅改修についても、高齢者の自立を支援する役割を担っていますが、その利用が、真に利用者の自立支援につながるものとなっているのか、給付の適正化の面から、必要性や効果が問われています。

社会保障制度の一つである介護保険、またそのサービスの一つである住宅改修は、公的保険という性格上、対象となる工事は、利用者が今までできていたことが、身体機能の低下によりできなくなった動作を補うための、必要最低限のものとなっています。

単に設備の機能を向上させたり、老朽化のための対処的な工事は、対象とはなりません。

今後利用を検討されている方は、本書をよくお読みの上、施工の際には利用者の生活実態をよく観察し、また福祉用具の購入や介護保険の他のサービスの利用も視野に入れて、真に利用者の介護予防や自立支援につながる正しい改修をお願いいたします。

令和5年4月

浅口市健康福祉部高齢者支援課

目次

はじめに

	ページ
1. 制度の概要	・・・ 1
1. 概要	
2. 利用できる人	
3. 利用できる（改修できる）住宅	
4. 支給限度基準額	
5. 対象となる住宅改修	
2. 申請から着工・完成・給付までの流れ	・・・ 3
3. 申請上の注意（提出書類等）	・・・ 4
1. 事前申請について	
2. 提出書類について	
1. 住宅改修が必要な理由書について	
2. 見積書について	
3. 平面図について	
4. 写真について	
住宅改修が必要な理由書記入例	・・・ 7
4. 参考資料（工事費見積書、平面図作成例）	・・・ 9
◎工事費見積書作成例	
◎平面図作成例	
5. 浅口市高齢者住宅改造助成事業について	・・・ 11
1. 目的	
2. 助成対象者	
3. 助成対象工事	
4. 助成金の額	
5. 助成の制限	
6. その他	
◎住宅改造の申請から着工・完成・支給までの流れ	
6. 申請書類等確認用チェックリスト	・・・ 13

1. 制度の概要

1. 概要

在宅の要介護者が、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を、実際に居住する住宅について行ったときは、居宅介護住宅改修費が償還払いで支給されます。
支給額は、実際の改修費の9割（一定以上所得者は8割又は7割）相当額で、支給限度基準額の9割（一定以上所得者は8割又は7割）を上限とします。
支給は、市町村が要介護者等の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた場合に行われます。また、住宅改修費の支給申請は、保険給付の適正化を図るため、平成18年度から事前申請となりました。

2. 利用できる人

介護保険で要支援1・2または要介護と認定された人で、在宅で介護されている人です。

3. 利用できる（改修できる）住宅

住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地（介護保険被保険者証に記載された住所）の住宅のみが対象です。

4. 支給限度基準額

同一住宅・同一対象者につき20万円までです。

※20万円のうち、1割（一定以上所得者は2割又は3割）は自己負担なので、実際に給付されるのは18万円（一定以上所得者は16万円又は14万円）までです。

※転居した場合は、改めて住宅改修費の支給を受けられますが、再転居で元の住宅に戻った場合には、この限りではありません。

※次のように要介護状態が著しく重くなった場合は、改めて住宅改修費の支給を受けられます。

（要介護状態が著しく重くなった場合）

最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、介護の必要度が著しく高くなった状態（下表「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合）ただし、この取り扱いは1回のみです。

例：要支援1→要介護3 3段階上がっているのが該当

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2又は要介護1
第1段階	要支援1又は経過的要介護、要支援

5. 対象となる住宅改修

種類	想定される内容例
①手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。 形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの。

種類	想定される内容例
②段差の解消	居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床段差及び玄関から通路までの通路等の段差を解消するための改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。
③滑りの防止・移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④引き戸等への扉の取替え ※	扉全体の取替え（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンに取替え）、ドアノブの変更、戸車の設置等 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は除く。
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替える工事。 また、和式便器から暖房便座・洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式である場合のこれらの機能等の付加は含まない。 さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化、又は簡易水洗化の部分は対象外である。
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	①：手すりの取付けのための壁の下地補強 ②：浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③：床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④：扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤：便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

※従来は扉位置の変更等を含め「扉の取替え」としてきましたが、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ給付対象となります（平成21年4月）

（留意事項）

- ・住宅改修を前提とした設計・積算の費用は住宅改修費として取り扱われますが、住宅改修を伴わない設計・積算は支給対象となりません。
- ・新築は住宅改修でないので対象となりません。また、増築でも新たに居室を設けることは支給対象となりません。
- ・廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける、便所の拡張に伴い便器を和式から洋式に取り替えるなどの場合は、手すり取付け、便器取替えの費用が対象となります。
- ・被保険者自らが材料を購入し、本人・家族により住宅改修が行われたときは、材料の購入費が支給対象となります。このとき、材料の販売者が発行した領収証のほか、工事費内訳書（使用した材料の内訳を本人・家族が記載）が必要です。なお、このときも、住宅改修が必要な理由書や完成後の状態の確認書などが必要です。

2. 申請から着工・完成・給付までの流れ

1. 住宅改修についてケアマネジャー等に相談

改修の内容、場所、必要性等を検討。

2. 事前申請

申請書等以下の書類を高齢者支援課に提出。

◎住宅改修費支給申請書（工事前）

◎住宅改修が必要な理由書

基本的に担当の介護支援専門員が居宅介護支援の一環として作成するが、別に市が定める福祉・保健医療・建築の専門家による作成も認められます。

その場合は、資格者証（写）の添付が必要です。

◎工事費見積書

工事の内容や規模がわかるように、材料費、施行費、諸経費等を区分し、会社名、所在地、電話番号、代表者名、会社印が入っているもの。

◎平面図（改修前後の状態がわかるもの）

◎着工前の写真（改修箇所ごとに写真内に撮影日があるもの）

○住宅の所有者の承諾書

所有者と被保険者が違う場合に必要です。

所有者が死亡している場合は必要ありません。

※市の担当者が訪問し、内容を確認する場合があります。

3. 承認通知書の送付

担当課にて保険給付として適当かどうか確認し、結果を利用者に通知します。
ただし支給額の決定ではありません。

4. 通知が届いてから工事着工→完成

工事費用は、一旦全額ご本人が支払います。

5. 住宅改修支給申請

工事完了後、以下の書類を高齢者支援課に提出。

◎工事完工及び給付金請求申請書（工事後）

◎住宅改修に要した費用に係る領収書（被保険者本人名義の原本）

被保険者本人が原本が必要な場合は、担当課でコピーをしてお返しします。
原本は必ずお持ちください。

◎完了写真（改修箇所ごとに写真内に撮影日があるもの）

○工事費内訳書（見積額と金額が異なる場合に必要です。）

○委任状（当該利用者と振込口座の名義人が異なる場合に必要です。）

※市の担当者が訪問し、内容を確認する場合があります。

6. 国民健康保険連合会へ償還払いの連絡→審査結果の連絡

7. 支給決定通知書の送付

8. 介護保険給付（対象工事費の9割分）＜一定以上所得者は8割又は7割＞を申請時の指定口座へ振り込みます。

3. 申請上の注意（提出書類等）

1. 事前申請について

- ・事前申請がない工事は、原則支給対象外です。
- ・工事着工後の内容の変更は、原則支給対象外です。
事前申請後、工事内容等（住宅改修対象部分について改修項目等）に変更がある場合は、必ず工事着工前に高齢者支援課にご相談ください。

2. 提出書類について

1. 住宅改修が必要な理由書について

- ・作成できる人
指定居宅介護支援事業者、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者、医師、理学療法士、増改築相談員、マンションリフォームマネージャー
(浅口市介護保険住宅改修理由書作成手数料支給要綱より)
- ・作成例を巻末に掲載します。ご参考ください。

2. 見積書について

- ・詳しく、わかりやすく記載してください。
- ・項目として、部屋名、部位、工事名称（手すり取り付け、床フローリング張り等）、内容（仕様）、単価、数量等を区分してください。
- ・材料費、施工費、諸経費は、特別な場合を除いて、「〇〇一式」といった記載は、避けてください。
- ・便器の取替え、浴槽の取替え、床材の変更等、既製の器具や設備を設置する場合は、その仕様を明記し、概要を示したパンフレット等の書面を添付してください。
- ・作成例を巻末に掲載します。ご参考ください。

3. 平面図について

- ・原則、居宅全体の平面図を作成してください。
生活動線の確認のため、居室と各部屋との位置関係が分かるように記されていることが必要です。
ただし、「手すり1本だけ」等、改修後も生活動線が大きく変わらない場合は、その部分だけでも可です。
- ・作成例を巻末に掲載します。ご参考ください。

4. 写真について

写真は、台紙等と同じ向きに貼るなど、確認しやすいようにして提出してください。また、改修内容や改修部分が、誰が見てもわかるような写真を提出してください。

わかりやすい写真とは、以下のとおりです。

- ・改修箇所（部分）の全体が、わかりやすくはっきりと写っている。
室間の構造上、全体を写すことが難しい場合は、数枚に分けたり、撮影場所や角度を変える等してください。
- ・着工前と完了後の写真は、同じ角度、同じ方向で撮影してください。
角度、方向が変わると、改修箇所が同じかどうか、判断ができません。
- ・手すりの取り付けや踏み台の設置等は、写真上に改修後の状態を書き込むとわかりやすい。

※改修中の写真や改修の痕跡がある写真、改修箇所が隠れている写真等は、添付書類として不適當です。

※日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒板又は紙に日付を記入し、改修箇所と一緒に撮影してください。

※写真の撮り方について

・手すりの取付け

手すりを取り付ける（取り付けた）位置の壁や手すりのアップ写真は、添付書類として不適當です。

改修箇所が同じかどうか、判断ができません。

必ず少し離れて、周辺の建具等と一緒に撮影し、同じ箇所と分かるようにしてください。ブラケットの数も確認できるようにしてください。



・段差の解消

段差が分かるように、必ずメジャーをあてて写してください。

その場合、メジャーの先端が床に付いている状態が写るように、またメジャーの数値が分かるようにしてください。

浴槽取り替えの場合は、浴槽の内側と外側に、それぞれメジャーをあてて写してください。

踏み台やスロープの設置は、固定されていないと支給対象になりませんので、固定部分の写真を写してください。



・ 引き戸等への扉の取替え

ドアノブの変更の場合、ドアノブのアップ写真は、添付書類として不適當です。
改修箇所が同じかどうか、判断ができません。
必ず少し離れて、周辺の建具等と一緒に撮影し、同じ箇所と分かるようにしてください。



・ 便器の取替え

床材の変更や段差の解消についても、同じ写真で兼ねられますが、段差の解消については、段差部分にメジャーをあててください。



<P1の「総合的状况を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

記入例

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	<p>・居室からトイレまでの移動は、壁等を持って移動している。</p> <p>・便器からの立ち上がりの際に、支持するところがなく、また膝痛のため時間がかかり困っている。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け [便器横の壁] [上がりかまち横壁面] [浴室出入口の内側壁面にタテ手すり] [浴槽の出入りのためのタテ手すり]
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	<p>・浴室内では、つかまる場所がないため、タオル掛けを持っており、危険がある。</p> <p>・浴室の出入り(段差10cm)、浴槽の出入り(縁高50cm)があり、手すりがなく、滑りやすいので不安がある。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 [上がりかまちに敷台設置]
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	<p>・上がりかまちの昇降に、下駄箱を持って行っており、支えにくく困っている。</p> <p>・①のチェックと②の具体的な状況により、利用者の現況が分かるように記述。</p> <p>・生活でのどの場面の、どの動作が、利用者の今の動作がどのような状態であり困っているのかを、動作の流れに沿って記述。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え
その他の活動	<p>・改善予定の具体的な動作にチェック。</p>	<p>・改修目的の項目にチェック。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他

・各動作の困難な状況を改善するために、どのような改修を行うのか、その具体的な方針を記述。

・検討後、決定した改修項目をチェックし、内容を記述。
 ・改修箇所は、「便器横壁面」等、具体的に記述。

4. 参考資料（工事費見積書、平面図作成例）

◎工事費見積書作成例

書式中の種類とは、1. 手すり取り付け、2. 段差解消、3. 床材の変更、4. 扉の変更、5. 便器の取り替え、の住宅改修の種類です。

材料名は、専門用語を避け、
わかりやすくする。
例：PB→石膏ボード
SUS→ステンレス

対象部分を抽出する場合は、
工事範囲を明示。

全ての工事の内訳

保険対象部分を明示

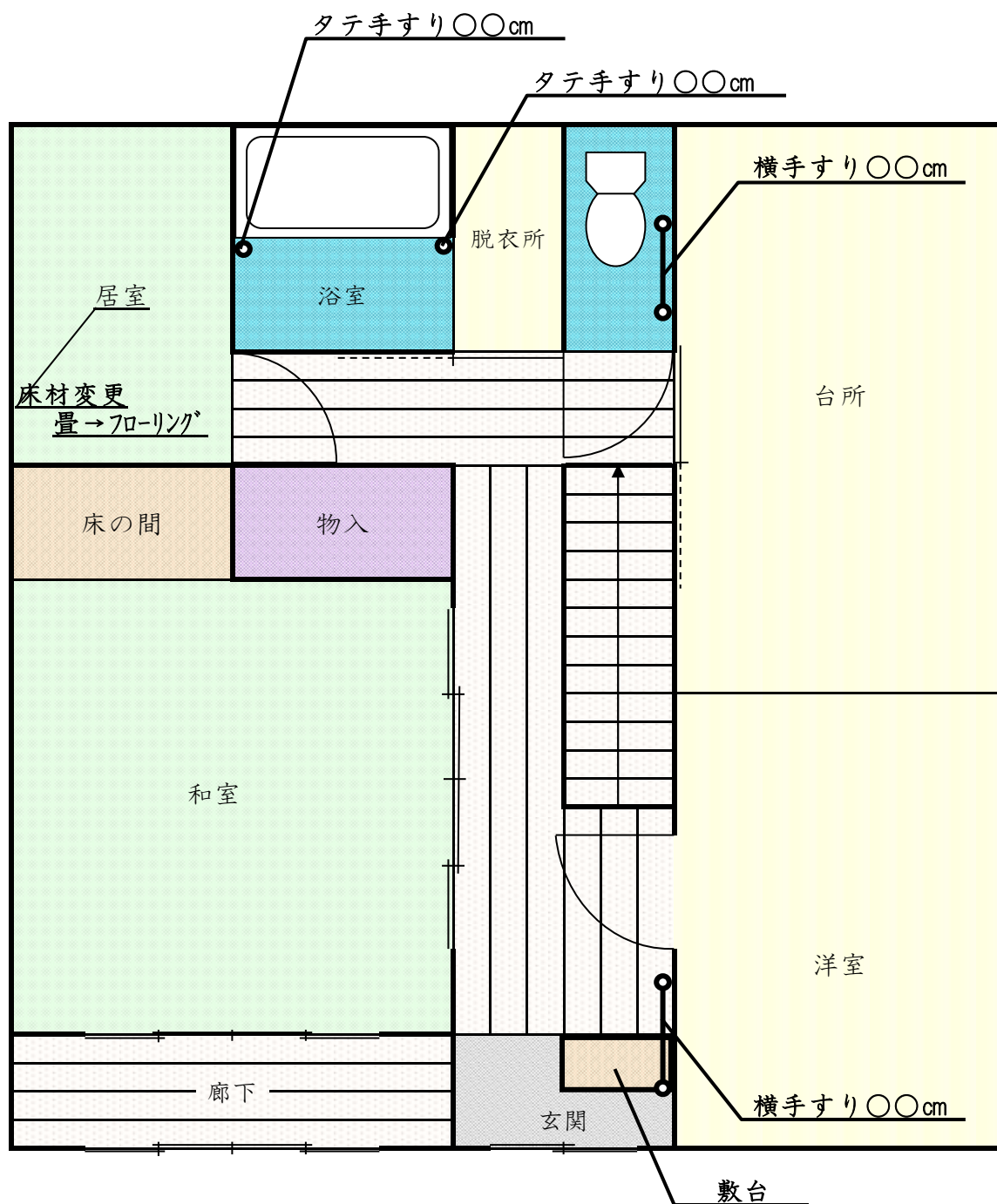
部屋名	部分	名称	内容（仕様）	数量	単価	金額	対象部分		種類	算出根拠
							数量	金額		
1階 洋室	壁	既存壁 撤去	石膏ボード厚12mm撤去	△㎡	△	△△△	○㎡	○○○	1	手摺設置分を○㎡算出
		下地補強 壁仕上げ	石膏ボード厚12mm撤去クロス張り	□	□	□□□	○㎡	○○○	1	同上
	手摺	手摺	木製（金具ステンレス製）	○m	○	○○○	○m	○○○	1	
		同取り 付け工賃		○	○	○○○	○	○○○	1	
		1階 洋室計				○○○		△△△	1	
1階 和室・DK		既存壁・ 床撤去		1	式	△△△	1式	○○○	3	床分を大工 手間比率
	床	フローリング 張り	材厚13mm下地・ 巾木h=60共	□㎡	□	□□□	□㎡	□□□	3	2/3で 按分
	壁	月桃紙	軸組み、下地 石膏ボード12mm	○㎡	○	○○○				
	天井	木質ボ ード張り	○製厚9mm、下 地、回り縁共	○㎡	○	○				
	家具 ・雑	カウンター 収納棚	w=1800 h=900							
			両開き扉フラッシュ、 金物OS塗装共	○㎡	○	○○○				
		1階和室 ・DK計				○○○	△△△		3	
		小計				○○○	□□□			
		諸経費		○%		○○	○%	△△		
		合計				○○○	□□□			
		消費税		10%		○○	10%	○○		
		総合計				○○○	△△△			

対象範囲を明示するのが困難な項目は、
按分し、根拠を示す。

住宅改修の種類を明示。

◎平面図作成例

- ・ 利用者の居室と各部屋との位置関係が分かるように作成してください。
- ・ 改修箇所、改修内容（改修の種類、規格等）を記入してください。



5. 浅口市高齢者住宅改造助成事業について

1. 目的

この制度は、介助を必要とする高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する費用の一部を助成することによって、高齢者の自立を助長するとともに、介助者の負担の軽減を図ることを目的としています。

2. 助成対象者

1. 介護保険で要支援・要介護と認定された方《被保険者が住民税非課税であること》
2. 在宅
3. 市内に住所地がある
4. 世帯全員が市税を完納していること

3. 助成対象工事

助成対象者が居住する住宅の浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所及び居室のうち、助成対象者が利用する部分に関するもので、改造工事を行うことにより自立が助長され、又は介助者の負担の軽減が図られるものを対象としています。

4. 助成金の額

助成対象工事に要する費用の3分の2の額

※ただし、助成金額は、33万3,000円が限度です。

※また、助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てです。

5. 助成の制限

住宅改造の助成は、原則として当該年度の予算の範囲内において実施します。

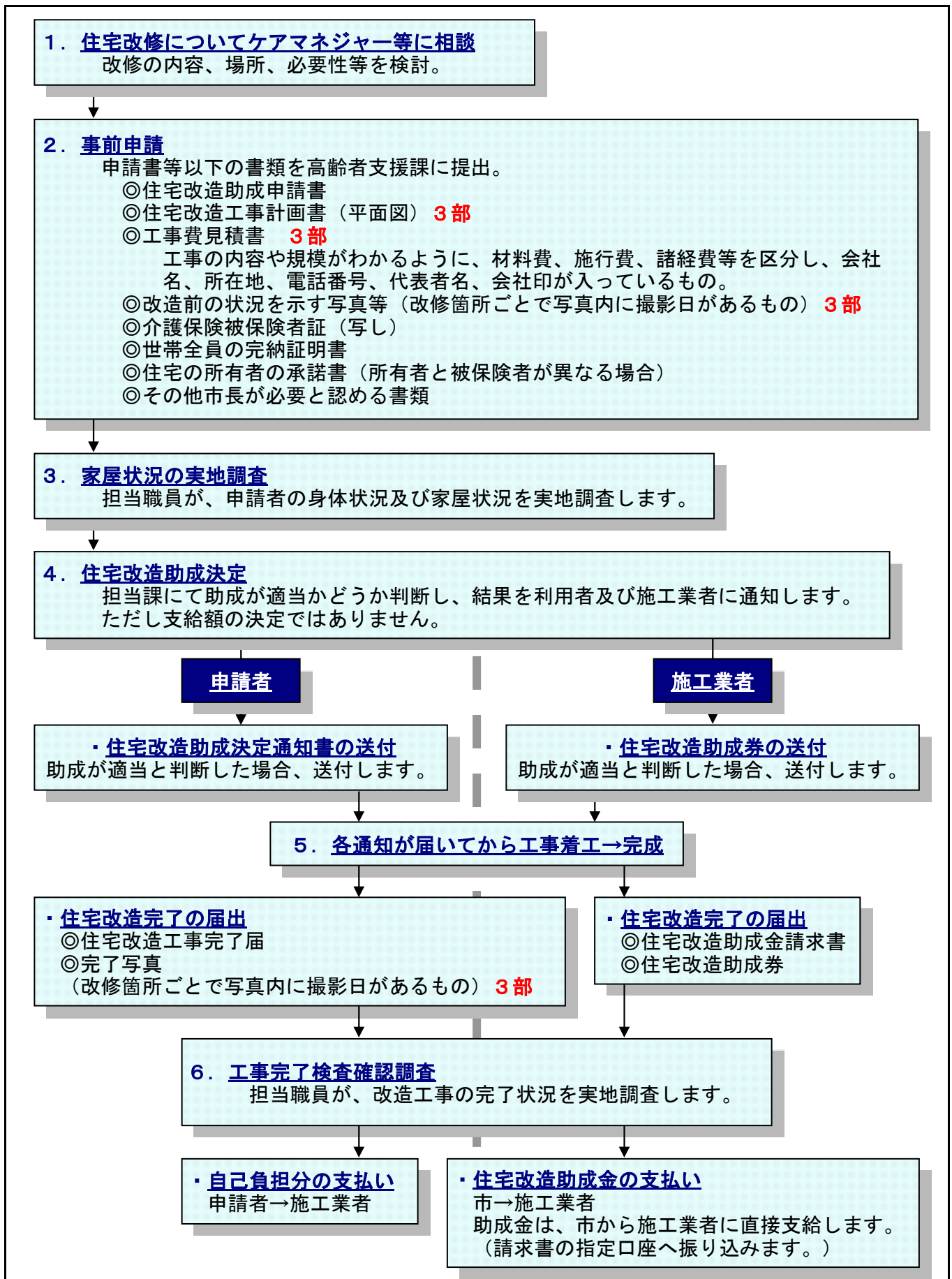
同一住宅の改造については1回のみ助成対象となります。

ただし、身体状況の変化等により更に改造の必要が生じた場合（介護保険法に基づく要介護度が3階層以上上がった場合）は、原則として初めて住宅改造を着工した日から3箇年を経年して助成対象とすることができます。

6. その他

当該制度に関する詳細については、浅口市高齢者住宅改造助成事業実施要綱をご参照ください。

◎住宅改造の申請から着工・完成・支給までの流れ



6. 申請書類等確認用チェックリスト

◎着工前提出書類

介護保険住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費支給申請書（工事前） <input type="checkbox"/> ・住宅改修が必要な理由書 <input type="checkbox"/> ・工事費見積書 <input type="checkbox"/> ・平面図 <input type="checkbox"/> ・着工前の写真 <input type="checkbox"/> ・住宅の所有者の承諾書 （所有者と被保険者が異なる場合） <input type="checkbox"/>
浅口市高齢者住宅 改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造助成申請書 <input type="checkbox"/> ・住宅改造工事計画書（平面図） 3部 <input type="checkbox"/> ・工事費見積書 3部 <input type="checkbox"/> ・改造前の状況を示す写真等 3部 <input type="checkbox"/> ・介護保険被保険者証（写し） <input type="checkbox"/> ・世帯全員の完納証明書 <input type="checkbox"/> ・住宅の所有者の承諾書 （所有者と被保険者が異なる場合） <input type="checkbox"/>

◎完成後提出書類

介護保険住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完工及び給付金請求申請書（工事後） <input type="checkbox"/> ・住宅改修に要した費用に係る領収書 <input type="checkbox"/> ・完了写真 <input type="checkbox"/> ・工事費内訳書（見積書と金額が異なる場合） <input type="checkbox"/> ・委任状 <input type="checkbox"/>
浅口市高齢者住宅 改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造工事完了届 <input type="checkbox"/> ・完了写真 3部 <input type="checkbox"/> ・住宅改造助成金請求書 <input type="checkbox"/> ・住宅改造助成券 <input type="checkbox"/>

お問い合わせ

浅口市健康福祉部高齢者支援課
TEL 0865-44-7113
FAX 0865-44-7110